

監査公表第13号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年2月7日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 山 口 洋 一

監査種別

財政援助団体等監査（財政援助団体監査、公の施設の指定管理者監査）

監査結果の措置対象

財政援助団体	社会福祉法人新城市社会福祉協議会
所管部課	健康福祉部福祉課
新城市しんしろ福社会館の指定管理者	社会福祉法人新城市社会福祉協議会
所管部課	健康福祉部福祉課

監査結果報告年月日

令和4年12月9日

監査結果に対する措置通知年月日

令和5年1月20日

講じた措置等の内容

（1）財政援助団体補助

【社会福祉法人新城市社会福祉協議会】

《意見1》

社会福祉協議会の広報活動として社協だよりを年4回発行されているが、市民にどの程度関心を持って見ていただいているのか、モニタリング調査などにより把握し、PR活動の充実に努められたい。

《措置内容》

地域に出向く機会を増やし社協事業や活動を周知・PRするとともに、社協だより等広報のあり方について検証・検討を継続してまいります。

また、行事の機会などを活用したモニタリング調査についても検討いたします。

【健康福祉部福祉課】

《指摘事項1》

令和3年度補助事業の実績報告書提出に係る福祉課での事務処理が、受付、決裁、決定通知のすべてを3月31日に行われているが、1日ですべてを処理するのは現実的でない。補助規則等を確認の上、適切な事務処理となるよう手続きを見直しさ

りたい。

《是正措置内容》

補助金等交付規則を確認し、適切な事務処理を徹底してまいります。

(2) 新城市しんしろ福社会館の指定管理

【社会福祉法人新城市社会福祉協議会】

《指摘事項1》

備品保守管理業務における備品台帳として市有物件一覧表を作成されているが、加除、変更等の記録がなく管理状況の確認ができないので、適切なものに見直しを
りたい。

《是正措置内容》

備品管理の状況が把握できる台帳を整備するとともに、基本協定書に基づいて適切な備品管理に努めてまいります。

【健康福祉部福祉課】

《指摘事項1》

社会福祉協議会からの提出書類について、受付、供覧がされていないものや、供覧カードにファイルNo.、保存期限、担当者欄の記入がないものが多く見られた。適切な事務処理をしていただきたい。

《是正措置内容》

改めて文書事務等の手引きなどを参考に文書の取扱いについての認識を深め、適切な文書事務を徹底してまいります。